

枚方市空家等対策計画に記載する用語について

一戸建ての住宅 及び 共同住宅 (敷地を含む)	店舗・事務所・ 倉庫などの建物 (敷地を含む)	長屋 (敷地を含む)	建物の敷地でない 土地
建物の一部で使用がなされていないことが常態であるもの		一部使用がなされていないことが常態であるもの 空き長屋 空き長屋のうち、著しく悪影響を及ぼすおそれがあるもの 特定空き長屋	使用がなされていないことが常態であるもの 空き地 空き地のうち、著しく悪影響を及ぼすおそれがあるもの 特定空き地
建物全体の使用がなされていないことが常態であるもの 空家等 空家等のうち、著しく悪影響を及ぼすおそれがあるもの 特定空家等			
空家等以外の使用がなされていない建物			空き地以外の使用がなされていない土地
使用中の建物			使用中の土地
国又は地方公共団体が所有し、又は管理するもの (使用がなされていないことであるか否かを問わない)			

- …計画内で「空き家」として記載する対象
- …計画内で「空き地」として記載する対象
- …計画の対象
- 空家等 …法第 2 条第 1 項の空家等
- 特定空家等 …法第 2 条第 2 項の特定空家等
- 空き地 …条例第 2 条第 1 号の空き地
- 空き長屋 …条例第 2 条第 2 号の空き長屋
- 空き地等 …条例第 2 上第 3 号の空き地等
(空き地及び空き長屋をいう)
- 特定空き地 …条例第 2 条第 4 号の特定空き地
- 特定空き長屋 …条例第 2 条第 5 号の特定空き長屋
- 特定空き地等 …条例第 2 条第 6 号の特定空き地等
(特定空き地及び特定空き長屋をいう)

(備考)

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法 …「法」
2. 枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例 …「条例」